

意見書

令和5年1月16日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 部会長 様

郵便番号 100-0005
住所 とうきょうとちよだくまるのうち
東京都千代田区丸の内1-8-1
まるのうち えぬかん
丸の内トラストタワーN館
氏名 じえいこむかぶしがいしゃ
JCOM株式会社
代表取締役社長 いわき よういち
岩木 陽一
電話番号 [REDACTED]
電子メール [REDACTED]
担当 渉外部 [REDACTED]

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲</p> <p>(1) FTTH 及び CATV (HFC 方式) 以外に想定される役務について</p> <p>③ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) について</p> <p>(ウ) 考え方</p> <p>④モバイルブロードバンド (モビリティのあるサービス) について</p> <p>(ウ) 考え方</p>	<p>本答申 (案) では、二号基礎的役務の範囲は FTTH、CATV (HFC 方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド (専用型) とすることが適当とされた一方で、ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) 及びモバイルブロードバンドは二号基礎的役務に位置付けておらず、引き続き検討することとされています。</p> <p>その理由として、モバイル回線においては不特定多数のユーザー接続によるトラフィック集中や基地局移動時の通信の途切れによる通信の不安定性が挙げられています。しかしながら、MNO 各社が公表しているモバイル回線の実効速度は、今回の二号基礎的役務に指定されている FTTH 及び CATV (HFC 方式) と同等の品質を確保することが可能であると認識しているほか、課題として掲げられるトラフィック集中は、大規模イベント開催時のように極めて多数の利用者が同時に通常時以上に接続した場合に発生するものであり、支援区域のように地理的条件等により役務提供が困難な未整備地域では利用人口密度はもともと高くないうえ、不特定ユーザーによるトラフィックの集中が発生する可能性は極めて低いと考えます。</p> <p>こうした点を考慮すれば、モバイル回線であっても固定回線と同等にブロードバンドサービス提供の選択肢とすることが適当であると考えます。モバイル回線により提供されるワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) とモバイルブロードバンドを二号基礎的役務に位置付けることにより、ユニバーサルサービスの効率的な整備や維持運用が可能になるものと考えます。</p>
<p>3. 事業者規律の在り方</p> <p>(2) 技術基準について</p> <p>(ウ) 考え方</p>	<p>本答申 (案) における事業者規律としての技術基準のうち速度基準については、テレワーク等の安定的な利用を可能とする観点から定められており、具体的には、名目速度下り 30Mbps 以上とし、うち CATV (HFC 方式) については ITU 規格 (DOCSIS 3.0 以降) に準拠することが適当とされています。</p> <p>当社では DOCSIS 3.0 以降に準拠した CATV (HFC 方式) のインターネットサービスも提供しておりますが、コロナ禍におけるテレワーク等の需要が高かった時期においても、安定的にサービスが提供可能であることが確認できております。</p> <p>こうしたことから、本答申 (案) で示された速度基準の考え方は、テレワーク等の安定的な利用を可能とするという目的に鑑みて適正であるものと捉え、本基準について賛同いたします。</p>
<p>6. 第二種交付金の在り方</p>	<p>本答申 (案) における第二種交付金の算定方式としては、原則ベ</p>

<p>(2) 第二種交付金の算定について</p> <p>②第二種交付金の算定の考え方について</p> <p>(ウ) 考え方</p>	<p>ンチマーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当とされた一方で、例外として、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備や、民設民営へ移行した回線設備については、収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当とされています。</p> <p>収入費用方式は、設備に関するコストがその収益を上回る場合に差分を交付金により補填するものであることから、事業者にとって設備維持管理のコストを削減するインセンティブが薄れ、設備保守・メンテナンスにおける安全性確保を名目として、他の提供エリア以上にコストをかける懸念があります。</p> <p>そのような行為が行われた場合、補填額が本来必要な額以上に増大し、負担金の増大にもつながることとなり、最終的には国民負担が増大する可能性もあります。</p> <p>したがって、今後検討が行われる予定の収入費用方式については、コストと収益の算定条件を厳密に定め、補填額が不必要に増大することのない方式となるよう要望いたします。</p>
<p>4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方</p> <p>(3) 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告(町字単位の報告)の手続について</p>	<p>本答申(案)では、総務省が支援区域を指定するにあたり、その要件の一つである「二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が1者以下の地域」を把握するために当該回線設置事業者に町字単位で提供区域の報告(二号基礎的役務の提供に係る回線設備の規模の割合(以下、整備率)の報告)を求めることが適当、とされました。</p> <p>“大字□□字○○”や、“○○市△△町一丁目”等の町字を単位とすることとした場合、当社だけでも約3.3万件もの業務区域を精査することが必要となります。それぞれの業務区域における住宅や居住の状況変化を確認するには、現在の電気通信事業法では届出で済むものが、定期的に現地調査を行い当該区域に関する居住データを毎年更新することが新たに求められます。また、提供区域の整備率を報告し総務省がそれをもとに適正性を判断する場合、例えば同一日時点で各事業者の報告を求めるとすれば、町字単位ですべての区域の状況を同一日に各事業者が一斉に精査することが必要となりますが、これは現実的ではありません。</p> <p>更に、報告を求める地域を字単位で見た場合、数世帯しか居住していない区域も存在すると思われます。そのような地域では、転居による1世帯の増減が整備率の基準となる50%を前後する変動に繋がります。僅かな世帯の増減が交付金支援対象の有無につながることで、結果として当該区域で支援を受ける事業者の経営にも</p>

	<p>影響を生じさせます。</p> <p>このようにあまりに細分化された区域での整備率の管理は、徒に事業者の負担を増し、支援対象者の経営にも影響を及ぼすことから、町字といった微細な単位ではなく、より生活実態に即した基準を設けることを強く要望いたします。</p> <p>また、今回の支援区域指定の考え方に基つけば、首都圏をはじめとする都市部等明らかに2者以上が競合して提供している区域は支援の対象とはなりません。にもかかわらず既にブロードバンドサービスの整備率が高く、複数の事業者が競合していることが明白な都市部を含め全国一律での報告を求めることは、事業者に対し不必要かつ過大な作業負担を課す不合理なものといえます。少なくとも都市部においては報告を不要とし、支援が必要と想定される地域に限定して報告を求めることを要望いたします。</p>
<p>8. 利用者等への周知の在り方等</p> <p>(1) 利用者等への周知の在り方について</p> <p>(ウ) 考え方</p>	<p>国の新たな制度としてユニバーサルサービス交付金制度が創設されるに際し、制度の目的である「あまねく日本全国における提供を確保するため、不採算地域における二号基礎的役務の提供に係る維持費用を支援」や、その原資を「全国のブロードバンド提供事業者から徴収する負担金」とすることについて、国民の認知や理解が十分でない場合、電話サービスの額に比して数倍となることを考えると、請求時に問い合わせや苦情が事業者に寄せられることが想定されます。そのため、本答申（案）に示された「総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等」や「説明会等」のみならず、全国民が本制度を理解できるよう、国の責任において周知・広報を徹底していただくことを要望します。</p> <p>また、ブロードバンドのユニバーサルサービス料金も、現在の電話料金同様に定期的に見直しが行われると想定されますが、現状でも見直しの都度お客様から問い合わせを受けている実態を踏まえれば、現状に比べて多額といえるブロードバンドサービスではそれ以上の反響があると想定します。したがって、事業者対応の負担を少しでも軽減する観点から、ユニバーサルサービス料金の決定（変更）の時期については、既存の電話のユニバーサルサービス制度の変更タイミングと揃え、事業者の負担を軽減していただくことを要望します。なお、現状の電話サービスのユニバーサルサービスの料金変更は年2回の可能性があります。これも含めて年1回として事業者負担の軽減を図ることを要望します。</p>